



平成 30 年 10 月 12 日

各 位

会社名 株式会社ハピネス・アンド・ディ
(JASDAQ・コード 3174)
代表者名 代表取締役社長 田 泰夫
問合せ先 取締役経営企画室長 追川正義
電話番号 03-3562-7525

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 11 月 29 日開催予定の平成 30 年 8 月期定期株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

(1) 提案の理由

①監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うものであります。また、取締役会の決議により、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第 25 条)

②上記①以外の変更

- 当社が行う事業活動の現状に即し、また、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）の事業目的を追加するほか、表現の均一化及び明確化を行うため変更するものであります。
- 取締役が期待する役割を十分に発揮できるよう、会社法第 426 条第 1 項の定めにより取締役会決議によって取締役の責任を一部免除できる旨及び会社法第 427 条第 1 項の定めにより責任限定契約を非業務執行取締役等と締結できる旨、所要の変更を行うものであります(変更案第 30 条)。

なお、この取締役の責任の一部免除及び責任限定契約に関する定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

③その他

上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります（下線は変更部分）。

（下線・ゴシック体は変更部分）

現行定款	変更案
第1章 総 則 (商号) 第1条 (条文省略)	第1章 総 則 (商号) 第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 貴金属装飾品、時計、眼鏡、補聴器、喫煙具類 の販売修理 2. 毛皮及び皮革製品の販売 3. コンピューター及び関連機器のリース及び賃貸 4. 輸入ブランドバッグ、香水及び雑貨等の販売 5. 貴金属装飾品、時計、バッグ、財布等の買取り 及び販売 (新 設) 6. 前各号に付帯する一切の業務	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 貴金属装飾品、時計、眼鏡、補聴器、喫煙具類 の卸売及び小売、修理 2. 毛皮及び皮革製品の卸売及び小売 3. コンピューター及び関連機器のリース及び賃貸 4. 輸入ブランドバッグ、香水及び雑貨等の卸売 及び小売 5. 貴金属装飾品、時計、バッグ、財布等の買取り、 卸売及び小売 6. インターネット、カタログ等による通信販売等 7. 前各号に付帯する一切の業務
(本店の所在地) 第3条 (条文省略)	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機 関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機 関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 (削除) 3. 会計監査人
第5条～第18条 (条文省略)	第5条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第19条 当会社の取締役は、7名以内とする。	第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除 く。）は、7名以内とする。

<p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(新 設)</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会にお</p>	<p>② <u>当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から、代表取締役を選定する。</u></p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② (現行どおり)</p>
---	--

<p>いてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>③ 前2項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役<u>及び各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役<u>及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があつたものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があつたものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役<u>及び監査役</u>がこれに記</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第27条</u> 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は</p>

<p>名押印又は電子署名する。</p> <p>② 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。</p>	<p>電子署名する。</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p><u>第27条</u> (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p><u>第28条</u> (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p><u>第28条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p><u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(責任免除)</u></p> <p><u>第30条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p><u>第29条</u> 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第30条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第31条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

<p><u>業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削) 除)</p>
<p>(常勤の<u>監査役</u>)</p> <p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の<u>監査役</u>を選定する。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削) 除)</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第35条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削) 除)</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定によ</p>	<p>(削) 除)</p>

り、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

第6章 計 算

第39条～第42条 (条文省略)

(新 設)

(新 設)

第6章 会計監査人

(選任方法)

第33条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第36条～第39条 (現行どおり)

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、平成30年11月開催の第28回定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第427条第1項の規定により社外監査役と締結済みの、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約(当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額)については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条の定めるところによる。

(3) 日 程

取締役会決議	平成 30 年 10 月 12 日
定款変更のための株主総会開催日	平成 30 年 11 月 29 日
定款変更の効力発生日	平成 30 年 11 月 29 日

以 上